部分に限る。）、九九一・九九二・九九三の一・九九三の二・九九四から九九六まで・九九八・九九九・一〇〇六の二・一〇〇六の三・一〇一六・一〇一八（以上十三筆国有林）、大字川原湯字中原一七九・二六一の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七八の一・一七八の二・二六一の五・二六二の三（以上四筆国有林）、字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の一・二七九の二・乙三二八（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲二八〇・三〇二の一・三〇三の一・三〇八の一・三〇八の五・三二〇の一・三二〇の五・三二七の一・三二七の四・三二七の五・三二七の六（以上十一筆国有林）、字西之上三三七の一・三三七の五（以上二筆国有林）、字下打越四六四・四六五の三・四七七の四・四九一の二・四九八の一・四九九の七（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四六五の一・四六五の五（以上二筆国有林）、字金花山五〇四の六・五〇四の七・五〇四の九・五〇四の一二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原畑字西宮一七六の一・一七六の三・二一三の二・二一三の三・二二二の四（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三の二・三三・三四・甲三七・九〇の一・九〇の二・九〇の三・九〇の四・二二二の二（以上九筆国有林）、字上ノ平二二三の六・甲二四七・三一一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二二三の四・二四九の一・二五〇の一・二五〇の二・二五一の一・二五一の六・三一一の一・三一二（以上八筆国有林）、字東宮三七九・三八〇・三八七から三九一まで・四四五の四から四四五の九まで（以上十三筆国有林）、字三平甲四五〇・甲四五一・甲四五二の二・甲四七〇・甲四七一・四七二の一・四七二の二・四七九の一・四七九の三（以上九筆国有林）、字二社平甲八三〇・甲八三一・八三二から八三八まで（以上九筆国有林）、字石畑甲一〇三一・乙一〇三五・一〇三八・一〇三九の三から一〇三九の五まで・一〇三九の七・一〇三九の八・一〇五二の一から一〇五二の三まで・一〇五六の三・一〇五六の一・甲一〇五八の三・一〇五八の一・一〇五八の六・一〇五九の一・一〇五九の三・一〇五九の四・一〇五九の七・一〇五九の九・一〇五九の一〇（以上二十三筆国有林）、字八ッ場一〇七〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、九九一・九九二・九九三の一・九九三の二・九九四から九九六まで・九九八・九九九・一〇〇六の二・一〇〇六の三・一〇一六・一〇一八（以上十三筆国有林）、大字川原湯字中原一七九・二六一の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一七八の一・一七八の二・二六一の五・二六二の三（以上四筆国有林）、字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の一・二七九の二・乙三二八（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲二八〇・三〇二の一・三〇三の一・三〇八の一・三〇八の五・三二〇の一・三二〇の五・三二七の一・三二七の四・三二七の五・三二七の六（以上十一筆国有林）、字西之上三三七の一・三三七の五（以上二筆国有林）、字下打越四六四・四六五の三・四七七の四・四九一の二・四九八の一・四九九の七（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四六五の一・四六五の五（以上二筆国有林）、字金花山五〇四の六・五〇四の七・五〇四の九・五〇四の一二（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原畑字西宮一七六の一・一七六の三・二一三の二・二一三の三・二二二の四（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一三の二・三三・三四・甲三七・九〇の一・九〇の二・九〇の三・九〇の四・二二二の二（以上九筆国有林）、字上ノ平二二三の六・甲二四七・三一一の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二二三の四・二四九の一・二五〇の一・二五〇の二・二五一の一・二五一の六・三一一の一・三一二（以上八筆国有林）、字東宮三七九・三八〇・三八七から三九一まで・四四五の四から四四五の九まで（以上十三筆国有林）、字三平甲四五〇・甲四五一・甲四五二の二・甲四七〇・甲四七一・四七二の一・四七二の二・四七九の一・四七九の三（以上九筆国有林）、字二社平甲八三〇・甲八三一・八三二から八三八まで（以上九筆国有林）、字石畑甲一〇三一・乙一〇三五・一〇三八・一〇三九の三から一〇三九の五まで・一〇三九の七・一〇三九の八・一〇五二の一から一〇五二の三まで・一〇五六の三・一〇五六の一・甲一〇五八の三・一〇五八の一・一〇五八の六・一〇五九の一・一〇五九の三・一〇五九の四・一〇五九の七・一〇五九の九・一〇五九の一〇（以上二十三筆国有林）、字八ッ場一〇七〇の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇六五・一〇六六の一（以上二筆国有林）、大字長野原字幸神一一三八の九（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一三八の一〇（国有林）、字尾坂丙一一六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一一六六の一（国有林）、大字林字中棚三九五の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、字宮原五九一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、五九二の二（国有林）、字下原五九六の一・八〇六の五（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、八〇六の二・八〇六の九・八〇六の一〇・八〇六の一二（以上四筆国有林）、字中原一〇一三の一・一〇一三の一七・一〇一四の六（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇一三の三・一〇一三の一五・一〇一三の一六・一〇一四の一・一〇一四の二・一〇一四の七から一〇一四の九まで・一〇二〇（以上九筆国有林）、字東原一四七四の四〇・一四八六の一・一四九三の四（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一四七四の二七・一四七四の二八・一四七四の三七・一四八六の四（以上四筆国有林）、字勝沼一五〇〇の二・一五〇四の二・丙一五〇四の二（以上三筆国有林）、字立馬一五五二の四三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一五五二の五六（国有林）、字久森一五八六の一・一五八七の一・一五九八・一五九九（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、一五八四の一・一五八四の二・一五八四の四・一五八四の六から一五八四の八まで・一五八四の一一・一五八六の一八から一五八六の二八まで・一五八七の一〇から一五八七の一五まで・一六〇一・一六〇一の一（以上二十六筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十九年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年一月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宇陀川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から百三十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と百三十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

三重県名張市安部田

字蛇之谷　二六八八番

二六八八番
地先道路敷

二六八九番

二六九〇番

二六九〇番
地先道路敷

二六九一番

二六九二番

二六九五番

二六九五番
地先道路敷

二七〇二番

字長谷

二七二八番

二七三〇番

二七三三番

二七三四番

二七三五番

二八〇〇番

二八〇一番

二八〇五番

二八〇六番

二八〇七番

二八〇九番

一号、二号及び百三十四号から百三十八号まで

三号及び百三十三号

百二十九号

百二十七号及び百二十八号

百二十六号

百二十四号及び百二十五号

百二十二号及び百二十三号

百一号から百三号まで

百四号

四十六号から五十二号まで

三十一号から三十四号まで

二十五号から二十七号まで

二十八号から三十号まで

三十五号から三十七号まで

三十八号から四十一号まで

四十二号から四十五号まで

七十三号

二十二号から二十四号まで

五十三号から五十九号まで

六十四号から六十八号まで

六十号から六十三号まで

六十九号から七十一号まで

二八一一番

二八一二番

二八一五番

二八二〇番

二八二〇番
地先道路敷

二八二三番

二八二六番

二八二七番

二八二八番

二八二九番

二八九五番

二八九七番

二八九九番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八十二号までを順次結んだ線及び標柱一号から八十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

奈良県宇陀市室生大野

四五三番

四五三番
地先河川敷

四五七番

四五八番

四六一番

四六一番
地先河川敷

四七五番

四七七番

四八〇番

四九七番

四九八番

四九九番

二十号、二十一号及び七十二号

十八号、七十四号及び七十五号

十九号

十一号から十七号まで、七十六号及び七十九号から八十二号まで

七十七号及び七十八号

八十三号から九十七号まで

九十八号から百号まで

百五号から百七号まで

百八号から百十三号まで

百十四号から百二十一号まで

十号

八号及び九号

七号

四号から六号まで及び百三十号から百三十二号まで

四十四号から四十八号まで

四十九号

五十号

四十一号から四十三号まで

三十五号、三十六号及び四十号

三十八号

三十四号

三十九号

五十一号から五十七号まで

六十七号及び六十八号

六十六号

十号及び十一号